

特集—反差別国際会議にむけて

## アメリカ黒人解放運動の歴史と現状

村 田 恭 雄

### 一、 はじめに

最近、アメリカ合衆国は独立二〇〇周年を祝賀した。アメリカは一七七六年にイギリスの植民地支配から独立したのである。しかし、アメリカ合衆国に黒人奴隷がはじめてつれてこられたのは、この建国よりも約一五〇年前の一六一九年で、この時一九人の黒人奴隷がアメリカに上陸したのである。そのご、各州ごとに奴隷制度を保障する法律がつくられ、アメリカ合衆国の独立時の憲法のなかで、奴隷制度が合法的なものとして承認されたのである。周知のように、アメリカ合衆国の独立宣言というのは、近代国家の革命的樹立を画したフランス革命の主導的思想をいちはやく表明したものである。人民主権と基本的人権、さらに特徴的なことは、人民の抵抗権——政府が暴虐であれば人民

はこの政府を打倒し廃棄しうる権利を有することを明らかにしたものである。歴史的な独立宣言を發してアメリカが独立し、そのご憲法會議が開かれたが、その憲法の中に事實上奴隷制度の存続を合法化する条項が残された。実はここにアメリカ合衆国の大きな矛盾がある。つまり、近代民主主義国家の基礎をうたいあげた独立宣言に対し、歴史上さまざまなにある奴隷制度のなかでも、もっとも苛酷だといわれているアメリカ黒人奴隷制度が、まさにその独立宣言と憲法に裏づけられているということ、このアメリカ合衆国における民主主義と黒人奴隷制度の存在、このことがアメリカ合衆国の歴史を貫く最大の矛盾であることをまずもって明らかにしておきたい。

一七七六年に独立が達成され、そこで黒人奴隷制度が確立する。この奴隷制度は、一八六三年に南北戦争の中で奴

隷解放宣言が發せられた結果として、制度としては終結する。この間の約一〇〇年間、制度としての黒人奴隷制が存続した。

南北戦争後一〇年間は、勝利者としての北軍の南部駐留を背景として、北部の民主主義が南部におしつけられた、たいへん民主的な「再建時代」とよばれる時代がつづく。再建時代は一〇年間で幕を閉じた。

再建時代終了後の黒人差別制度（ジム・クローとよばれている）は、その生活実態、黒人の経済状態から見れば、ほとんど奴隷に近いような状況もふくまれていたが、制度的には約八〇年間、二〇世紀の四、五〇年ごろまでつづくと考えられる。この間でもとくに、一八八〇年から一九一〇年ごろまでは、リンチが盛行し、南北戦争を経て憲法上は市民権を認められている黒人に対し、それを実質的にくつがえす各州の法律がつくられていくといった、黒人にとってもっともきびしい時代であった。

第二次世界大戦後、一九五四年に最高裁でブラウン判決が出されると、これを皮切りにそれまで生活のあらゆる分野にいきわたっていた「白人用」「黒人用」などといった分離政策の違法性が問題とされ、政治的、法律的に市民権が回復されるようになる。六〇年代に入ると、黒人のいわゆる公民権運動が嵐のようにまきおこってくる。この時代

は公民権運動と都市暴動の時代であった。七〇年代に入ると、六〇年代の運動の成果として、政治的、法的な平等が定着するようになり、表面上は大規模な運動はかげをひそめる。しかし他方で、経済的、社会的な差別の問題が尖锐化してくる。このことが一九八〇年のマイアミ暴動という形で、一〇数年ぶりに都市暴動がおきた背景である。このように、今日、政治的、法的な平等と、経済的、社会的な不平等とを内部にはらみながら、今後の黒人解放運動が展開されていくことになる。

以上の黒人解放運動の大きな流れを念頭において、以下、各時代について具体的にみていきたい。

## 二、奴隷貿易

黒人奴隷制度の背後には奴隷貿易が存在している。スペイン、フランス、のちにイギリスが奴隷貿易の主役になるが、一六世紀から一九世紀の初めまで、この貿易はさかんに行われた。その後は国の政策として公式には否定されているが、密貿易としていぜんとして続けられている。奴隷貿易の全期間を通じて一、五〇〇万人がアフリカからアメリカの新大陸につれてこられている。ただし、一人の黒人が新大陸につれられていく間に、三、四人の黒人が病死したり、自殺したり、殺されたりしているとのことだから、

示している。

## 三、黒人奴隷制度（南北戦争まで）

実際にアフリカからつれ去られた黒人は五、〇〇〇万人以上と考えられる。つまり、もっとも働きざかりの黒人の青年、壮年の男女、数千万人がアフリカ大陸から連れ去られているのであって、このことがその後のアフリカの衰退という問題に密接にからんでいる。それは、ヨーロッパ文明の興隆にとつての、ヨーロッパ人の良心の大きな負い目になっているのではないかと考えられるのである。

奴隷貿易は投下資本の二倍から八倍のもうけがあるという、たいへん利益の大きい商売だったようである。まずヨーロッパの奴隷商人が、ヨーロッパの安ものの工業製品と黒人奴隷とを交換し、つぎに黒人奴隷を新大陸につれていって非常に高価格で売りつけ、現地の原料品を安く買ってヨーロッパにもちかえる。一九世紀の初めごろで、黒人奴隷一人が一〇〇ドルぐらいしたそうである。このように奴隷商人は一つの航海で二回にわたって暴利をむさぼる機会があった。ヨーロッパはアフリカはアメリカ新大陸はヨーロッパと大きな三角形をえがく航路が編成され、三角形の底辺にあたるアフリカはアメリカの中間航路が黒人奴隷をはこんだ。中間航路の状態はたいへん悲惨なもので、五割以上の黒人が航海をつうじて死んでしまったといわれる。この数字だけでも黒人奴隷の非人間的な扱いと、半数が死んでも大きな利益があがるという暴利の状態をさつきりと

イギリス本国の苛酷な植民地政策に反対してたちあがったアメリカの独立戦争に、当時約七〇万人いたといわれる黒人奴隷は、この戦争のアメリカ軍による勝利に大きな期待をかけ、実際に、アメリカ軍にも多数の黒人が参加してたたかった。しかし、勝利した独立戦争の結果は、その後のアメリカ合衆国の二つの基本的な支配層の陣営、北部の産業資本家と南部の黒人奴隷労働を基礎にしたプランテーション農業主との二つの勢力の野合によって、インディアン等の少数民族や黒人を抑圧し差別することを容認する憲法の制定へと進んでいった。アメリカの独立宣言はたしかに歴史的文書であり、一定の矛盾はあるとしても、水平社宣言もそうであるように、解放運動にとってきわめて尊重すべき内容をもっている。その一部を引用すると、「我々は自明の真理として、すべての人は平等に造られ、創造主によって、一定の奪いがたい天賦の権利が与えられ、そのなかに生命、自由、及び幸福の追及が含まれている。また、これらの権利を確保するために、人類のあいだに政府が組織されたこと、その正当な権利は被治者の同意に基くものである。」これは基本的人権と人民の主権とをうたっている。

る。さらに最後の方のくだりには、「暴虐と篡奪の事実が、明らかに一貫した目的のもとになされ、人びとを絶対的暴政のもとに圧倒しようとする計画を示すときには、このような政府を廃棄し、彼らの将来の安全の為に新たな保障の組織を創設することは、彼らの権利であり、また義務である。」憲法上、人民の革命権とよばれているものである。被治者は支配者の政府が暴虐である時、それを廃絶する権利を有しているとするもので、これほど明確に人民の革命権をうたっている憲法(宣言)は、これが最初のものであり、ほとんどこれのみだと思われる。しかし、この独立宣言にもとずいた憲法のもとで、本格的な奴隷制度が開始されることになるのである。

アメリカ奴隷制を理解するためには、まずプランテーション(大農場)における労働を理解しておく必要がある。当時の北部は産業資本主義のもとで近代の産業の発展が見られたのに対し、南部では黒人の奴隷労働、即ち不自由労働をその基礎としていた。資本主義は形式的には一応自由労働で、仕事に気がいらなければやめることのできる「自由」があるが、奴隷労働は不自由労働の典型的なもので、本人の意志とは無関係に行われる労働である。また、利潤のあげ方にしても、資本主義ではいわゆる合法的な剰余労働に基礎をおいているが、プランテーションでは経済外強

制にもとずく労働を利潤の源泉としている。それ故、ここでは経済的法則にもとずいて労働力の価値が支払われるのでなしに、要するに黒人奴隷を働けるだけ働かせ、一〇年なり二〇年の間、最大限の利益があるように彼らを酷使するという労働形態になる。したがって、北部の資本主義と南部の奴隷労働にもとずく大農園経営とは本質的にいれないもので、この対立が南北戦争を引きおこした一つの本質的要因になっている。

もちろん、黒人奴隷の農園における労働は、農園主からみれば合理的に配置されていて、タスク・システム(割当制度)とかギヤング・システム(組制度)とかがその特徴的形態である。割当制度というのは一日の仕事量が決まっています、その仕事量じたいはたいへんな量なのだが、割当量をごなせばその日の仕事は終るということになる。組制度というのは、何人かを一組にして、働けるだけ働かせるというもので、この二つの形態がだいたいにおいて組み合わされて行われていた。また、白人の総監督のもとに黒人奴隷のなかから選ばれた監督が奴隷の労働を一日中監視するという形がとられた。結局、黒人奴隷の労働力は一〇年間ぐらいいで消耗するように酷使されたといわれている。消耗すれば新しい奴隷がつきつきに輸入された。一八〇八年にアメリカ合衆国では奴隷貿易が禁止されるが、密貿易が

さかんになり、むしろ一九世紀の前半がアメリカ合衆国でいちばん奴隷が多く輸入された時期となっている。アメリカ南部の棉花栽培がプランテーションの大規模な発展をささえていたのだが、これはまた当時のヨーロッパの産業革命が繊維産業から始まったという事情とからんで、初期資本主義の発展をささえたのである。即ち、黒人奴隷の全くの不等価交換にもとずく労働によって支えられていた綿工業が初期資本主義の急速な発展に非常に大きな役割をはたしたのである。

当時の黒人奴隷の反抗には——解放運動とはいえない段階で、抵抗という表現にならざるをえないが——形態として、逃亡と暴動との二つがある。暴動については、たとえば、一八三一年のターナーの暴動などは、一〇〇人の黒人がとらえられ、二〇人が絞首刑になり、州の軍隊も出動するといった大規模なものであった。つぎに逃亡だが、南北戦争の時には六万人の黒人奴隷が逃亡したといわれている。逃亡をたすけるための完全な秘密組織ができていた。地下鉄道といわれるものが存在し、近代の輸送システムをまねて、汽関車とか、客車、停車場、車掌(コンダクター)というものを整備して、秘密のルートを通して、南から北へと黒人奴隷を逃亡させるのであった。逃亡を組織したもののなかに、ハリエット・タブマンという秘密組織の

指導者の黒人女性がいた。自分自身も逃亡奴隷であったが、彼女は二〇数回も南部に潜入し、直接数百人の奴隷の逃亡を援助した。ついに、彼女の首に四万ドルもの懸賞金がかげられることになった。とにかく、逃亡は抵抗の一つの大きな形でもあったのである。

さらに当時の抵抗には自由黒人の活動も加わった。自由黒人とは奴隷ではないというだけの意味であって、実際には労働者の底辺を構成し、選挙権も与えられず、路上で不用意にさらわれることにもなれば、すぐにでも奴隷として売りとばされてしまうという不安定な状態にある黒人であった。この人たちは三、四〇万人いたといわれるが、そのなかからはフレディレック・ダグラスというようすぐれた活動家があらわれた。彼は言論をつうじて奴隷制度撤廃のための世論をおこす活動を行った。また、デニビッド・ウォーカーという自由黒人は「デニビッド・ウォーカーの訴え(アピール)」というパンフレットを出版した。それは南部の奴隷主を大いに震撼させたという。彼は一九二九年にこのパンフレットを出し、三〇年に死んだ。彼の死は毒殺によるとも、暗殺によるともいわれている。彼はこの「訴え」のなかで、さきにのべたアメリカの独立宣言を引用して、当時のアメリカ合衆国の暴虐な奴隷制度に対し、いかなる黒人といえども、このような暴虐な政府を廃

絶する権利があるのだと、黒人に決起をよびかけたのであった。

南北戦争は黒人奴隷制度を許すか否かをめぐる内乱であり、事実上の戦争であった。南北二ヶ国のアメリカが戦ったのであって、南部が勝っていれば、現在一つの国として存在しているアメリカ合衆国はいくつかの国に分裂していたかもしれないのである。この南北戦争を前にして、奴隷制度廃止運動が猛然ともあり、南部農園主は奴隷制度を必死になって守ろうとする。そこに一八五七年の最高裁のドレッド・スコット判決が出された。最高裁判決はそれ以後も黒人問題をめぐって何度も出されるが、裁判所がくだした単なる判決という以上に、その時期その時期ごとの奴隷制維持派と奴隷制度反対派（廃止派）との力関係、闘いの反映としてあらわれてきており、その意味できわめて注目する必要がある。ドレッド・スコット判決は、最高裁判事の過半数が南部出身者によって占められているので、一言でいえば、奴隷制擁護のものであった。その内容の核心は、訴訟を起している黒人は奴隷であって市民ではない。奴隷だということは財産であるということだから、それが裁判所に訴えることがそもそも無意味なのだということである。この判決は一八五七年に出されたのだが、この裁判の内容は、結局は一八六〇年にはじめる南北戦争によって

最終的に結着がつけられたのである。

#### 四、黒人差別制度の展開（南北戦争）第二次世界大戦）

南北戦争の結果として奴隷解放宣言が出されたのは一八六三年、憲法で奴隷制度を禁止したのは一八六五年である。つまりアメリカ憲法修正第十三条によって奴隷制度の廃止が正式に決まるのが一八六五年なのである。憲法修正第十四条では黒人を市民として認め、法の下の平等を認めた。この憲法修正第十四条が、のちの黒人差別制度とのかわりであるという問題になってゆく。ただ先ほどのドレッド・スコット判決で、黒人は市民ではなく奴隷、財産などとして認め、法の下の平等を保障したのである。ただし、憲法でそのよようにうたわれたからといって、法的平等がただちに実現されるという単純な問題ではない。その後一八六五年の公民権法の制定まで、法的平等が達成され、実現されるまで約一〇〇年の歳月を必要としたのである。憲法修正第十五条は、選挙権保障の問題である。以上、三つの憲法修正によって、憲法上は奴隷制度は完全に廃止されたということになる。

反奴隷制派の中心勢力としてたかかった北軍が南部に占

領軍として入り、当時としてはたいへん民主主義的な時代を十年間つくりだす。これを「再建時代」と称しているのだが、この時代には黒人にも選挙権が与えられ、黒人が州の議員とか、副知事とかの議会制民主主義下の役職に大量に進出する。

しかし、この時代にK・K・K団（クー・クラックス・クラン）が南軍の若い将校を中心にして一八六五年に組織された。K・K・K団は、暴力的手段によって黒人をおどかして白人の優位を確保しようという思想の下に組織された暴力的、テロ的集団である。黒人の宗教的迷信を利用して、K・K・K団は白い三角頭巾をかぶったり、十字架をもやしたりして、黒人の選挙権行使などを妨害した。リンチもひどくなり、一八八〇年代、一八九〇年代に約一八〇〇人がリンチで殺された。リンチはしばしば事前に新聞などで予告しておき、公開が行われた。極端な例では、リンチをうけた黒人の肝臓を細かく切りきざみ、リンチを見に来た人びとに記念として売りつけるというような凄惨なものもあった。

再建時代とその反動の時代を通じて、一八七六年に北部と南部との間に一定の妥協が成立し、北部の占領軍が南部から引きあげてしまった。そのあとは再び南部で白人の優位が確立し、その状態は二〇世紀初頭を経て、基本的には

第二次世界大戦の時までつづいたのである。

南部農業におけるもっとも基本的なものはシェア・クロッピングとよばれる制度である。一種の小作人なのだが、農園主は土地と小屋、それに農機具、家畜、種子などを貸し与え、収穫時に収穫物の半分を農園主におさめさせる。問題になるのは、黒人は奴隷解放の時、家もなく土地もなく裸で放り出されたから、生活の糧がまったくないことであつた。一方、農園主は労働力を必要とするから、そこで両者がむすびついて、シェア・クロッピングが成立した。しかし、黒人はたくわえが全くないものだから、家や土地、種子などを貸してもらった時に、収穫時までの生活費として前借りの借金をすることになる。非常に高利で前借をして、収穫までの生活を維持し、収穫物の半分を農園主におさめ、収穫ののこり半分も、借金と利子を払うために処分せざるをえなくなる。したがって、収穫がすんだらまた無一物になり、借金をする。奴隷解放後の黒人の大部分は、そのような状態におちいつてしまった。最低限の生活の単純再生産、いわゆる「借金奴隷」として生活状態はいぜん最低ぎりぎりのものだったのである。このような事態が、この時代の黒人差別制度の経済的背景をなしていたのである。

一八七六年に北軍が引上げたあとの一八八三年に最高裁

で一つの判決があった。アメリカの法律は全国に適用される連邦法と、各州ごとの州法があり、北軍の占領時代は連邦法がもっとも権威ある法律だったが、一八八三年の最高裁判決は、「各州が黒人にどれだけの市民権を与えるかという点については、各州の法律できめてよい。」と保障したのである。したがって、一九〇〇年前後にあらわれる差別の強化には、この最高裁判決が一つの法律的基础を与えたのである。

たとえば、黒人と白人との結婚は法律によって原則的に禁止されている。もし違反すれば一年ないし一〇年の禁錮に処せられるか、または罰金。しかも、黒人には払いきれないような額がいわたされる。しかしここでもアメリカにおける矛盾がある。憲法修正第十四条は法の下の平等を保障しているから、この憲法上のたてまえに抵触しないように、いろんな差別を合理化する法律上の論理がつくりだされる。結婚の禁止を憲法違反として提訴した場合の弁護の論理を一つ紹介しよう。インディアナ州のことであるが、「わが州では結婚を市民の契約としてとり扱っている。だが、結婚はまた単なる契約より以上のものである。それは神自身の手によってつくられた神聖な制度であり、すべてのキリスト教徒および文明諸国民によって認められたものである。この神から与えられた神聖な制度を立法化

し、保護する責任のある州政府の権限は、他の何物によっても侵されることはないのである。」このように神とか神聖とかの言葉をもち出してきて、連邦政府が何をいおうが州は神の依託をうけているのだと主張する。そういう論理が社会一般に認められるふんいきだったということである。というのも、そういう判決がでも南部の白人が認めなければ実効はないのだから。

選挙権にしても、憲法修正第十五条で認められているのだが、これも実に巧妙な手口で黒人の選挙権が奪われている。たとえば、一定の税金を払っていないければだめになる。極端なところでは、過去三年間の税金の支払いが義務づけられている。また、四〇エーカーの土地か五〇〇ドル以上の財産をもっていなければならない。いちばんひどいのは「文盲テスト」である。アメリカ憲法や州の憲法をもってきて読めるかどうかを確かめるのである。テストするのはもちろん白人である。ほとんど教育を受けていない黒人がテストをうけ、白人が判断をくだすというこのやり方で、ほとんどの黒人が選挙権をうばわれてしまう。ミシシッピ州のある町は黒人の住民が一一、〇〇〇人いるうち、実際に投票できたのは二五人である。別の町では、三万人の黒人のうち一七五人しか投票ができなかったのである。その他にも、教育、交通機関、レストランなど、あらゆる

場所で「白人用」「黒人用」という分離政策が追求されているのである。これらの差別政策を憲法のたてまえと矛盾させないためには、たとえば、ホテルやレストランなどの管理者は、他の大勢の客に不愉快な念を与えたり、仕事を妨害するような人物を客ではないものとしてとりあつかって罰せられないということ、ホテルやレストランの管理者は黒人がくるのを不愉快だと思ったら入れなくてもいいという法的解釈で、公然たる差別を行ってきたのである。

このようなことが一八八三年の州権を優先するという最高裁判決にもとずいて行なわれてきたのだが、つづいて隔離政策そのものが合憲であるという最高裁判決が一八九六年に出された。公共の乗物が「黒人用」と「白人用」にわかれていることに反対して、ある黒人が計画的に白人用の席にすわり、白・黒の座席の分離は黒人の劣等性を前提にしており、憲法修正第十四条に違反だと裁判所に提訴したのである。これに対し最高裁判決は、「分離しても施設状況が同じならそれは平等である。」というものであった。この判決の主張は、「白人と黒人は皮膚の色で識別されるのであるから、その違いにもとずいて、たんに両人種を法的に区別したとしても、法的平等の破壊や奴隷制の復活にあたらぬ。他人種の座席を占めてはならないという禁止は、白人についても黒人についても平等に適用され

るので、とくに黒人に対する差別とはいえない。両人種を法的強制によって分離することは、黒人に劣等性のバッジを付けることであるという原告の主張は、まったく原告が法律にそうした解釈を加えるところから出ている。」というものである。この判決は単に乗物の区別だけでなく、一九一〇年代までつづく社会生活のあらゆる分野にまで広がっている分離、隔離の政策を合理化する法的基礎となった。しかし、人口の九割近くという圧倒的多数を占め、経済的にも優位になっている白人と、黒人を分離するということは、実態的に黒人は圧倒的に不利になっていくのである。

さて、一九世紀のおわりごろに、B・T・ワシントンとW・E・B・デュボイスという二人の人物があらわれる。ワシントンは当時の融和主義のチャンピオンであり、一方、デュボイスは黒人は自己の権利に目覚め、平等を主張して運動するべきだという立場である。この二人の対立は、解放運動のなかに常にあらわれる融和主義のたたかいの典型的な例である。一九世紀の末ごろから二〇世紀のなかばまでつづく運動の内部での対立で、つねに融和主義的な流れが生れながら、他方、後者は公民権運動に流れこみ、はっきりと黒人は黒人として白人と平等であるという立場の主張である。B・T・ワシントンの主張は、白人は黒人

を劣等だと思ってもそれは我慢して、腕に職をつけ、まじめに働いて経済的にある程度力をつけ、道徳的にしっかりとして、白人に信用されるような黒人になることが大切である。そのためには、白人が少々蔑視するのはやむをえず、むしろそれによって白人の同情と支持をかちえていく方がいいのではないか、というものである。デューボイスは「黒人の魂」という、黒人文学の古典ともなっている書をあらわし、そのなかにB・T・ワシントン論ばくした一章を入れている。のちの運動はデューボイスの路線が主流となつてゆく。

また、この時代に、ガーベイという人物があらわれる。彼は「アフリカに帰れ」と呼びかけた。彼の運動を要約すれば、圧倒的多数の白人のなかでは黒人は結局平等にならない。本当に黒人が自由、平等を達成するためには、生れ故郷のアフリカに帰らなければならない。というものであった。ガーベイの運動は一時かなり黒人大衆の心をつかんだ。五〇万人の支持者があり、彼の発行した「ニューワールド」という雑誌は一〇万人の読者を獲得したといわれている。B・T・ワシントンは黒人のなかに中産階級をつくらうとし、デューボイスは一〇分の一の教養ある黒人が運動の主導権をとるべきだとした。これに対し、ガーベイは直接黒人大衆の心に訴えた。黒人大衆は差別のなかで非常に

悲惨な生活をしており、それに対して団結と自覚をよびかけて、しかも黒人大衆が幸福になるため、自分達の国をつくるために、まともにアフリカに帰ろうではないか、と呼びかけたのである。のちの一九六〇年代にブラック・パワーの運動のなかで、ブラック・ナショナリズムとして再登場することになる。このように一九世紀末に黒人解放運動の代表的な考え方とタイプがあらわれてくる。この時期、一九〇九年にはNAACP（全国黒人地位向上協会）が結成された。NAACPは主として裁判のケースについていちばん黒人をバック・アップし、特にリンチ事件反対運動に熱心にとりくんだ。たしかに、一九一〇年以降、リンチ事件の減少に一定の役割をはたした。NAACPは現在でも活動をつづけていて、どちらかといえば穏健派といわれている。また、NAL（全国都市連盟）も白人のリベラリストの提唱によって結成された。NAACPよりさらに穏健である。

##### 五、第二次世界大戦以後

一九五四年に最高裁で有名なブラウン判決が出された。この判決は一九六六年の「分離しても平等」という最高裁

判決にまっこうから対立し、それをくつがえす内容となっている。特にこの判決では、教育上の黒人と白人との別学制度が憲法違反だということが主張された。カンザス州でブラウンという少女が、黒人の学校に行きたいという訴えをおこなった。近頃の白人の学校に行きたいという訴えをおこなったのである。一九六六年の判決では、分離しても施設の状態が同じであれば平等ということで、分離の側面が一人歩きたのだが、今回の判決では、この別学制度は黒人生徒の劣等感を強め、教育的効果を阻害するとした。つまり、前の判決では施設面での平等に重点をおいたのに対し、今回は、特に教育内容の面における不平等に注目し、黒人生徒の劣等感を強めると主張したのである。

この判決は、やはり黒人の解放運動を背景にしているのだが、この判決とそれにもとずいた一九六五年に制定された公民権法とともに、それらによって、一応、法的平等が達成されることになった。かくて、それ以後は、社会的、経済的平等の問題が前面に登場してくるのである。

この時代の象徴としてキング牧師の活動と暗殺がある。彼もはじめは公民権運動のみかかわっていたが、運動のなかで、黒人差別をうみ出す社会がベトナム侵略戦争を強行する政策をとっているのだとの考えにいたり、差別と侵

略の根は一体であって、黒人解放運動とともにベトナム戦争反対の立場にたつ。そして彼は、ベトナム戦争反対をうち出した一九六七年に暗殺されたのである。キング牧師と似たような事態がマルカムXにおいてもみられる。マルカムXは黒い回教徒とよばれる宗教団体の出身だが、世界をまわって視野を広め、アメリカの黒人解放は、世界の、特に第三世界の黒人社会の解放と密接に関連していると主張した。その時、一九六五年に彼も暗殺されたのである。彼らは二人とも、国内の矛盾、対立のみを主張するだけでなく、世界的視野でとらえようとする段階で暗殺されたのである。彼らが暗殺される少し前に、ケネディ大統領が南部で暗殺された。もろあがる公民権運動と都市暴動のなかで、黒人問題の解決に、歴代の大統領のうちいちばん積極的にとりくもうとした矢先に彼も暗殺されたのである。

さて、一九五四年のブラウン判決を背景として、公民権運動と都市暴動、さらにキング牧師の非暴力直接大衆行動が、一九六〇年代をつうじて国内を席卷するのだが、その特徴は、B・T・ワシントンのような融和主義でもなく、デューボイスのような一〇パーセントの選ばれた知識人の運動でもなく、黒人の大衆じたいの直接のたちあがりにもとずいた運動だということである。

他方では、ブラック・パワーの運動がマルカムXの流れ

をくむカーマイケルという若い公民権活動家の提唱によってまきおこった。マルカムXは武器をもって自分の方から攻撃する必要はないが、白人が我々に対し武器をもってむかってくるなら、それに対し当然武器をもって立ちあがるべきだと主張したのである。マルカムの考えは、第一に、これまでの黒人は白人より劣った人種であるという、多くの黒人自身をもとらえていた考えを切り捨て、黒人も白人とまったく同等な人間であることを自覚すること、第二は、黒人と白人との協力を際しても、黒人の運動に白人が協力する、白人のリベラリストが黒人の運動のなかに入ってくる、というのではなく、白人は白人のところで黒人のための解放運動をつくり出すことがまず必要ではないのか、そのことが困難だからといってそこから逃げ出し、黒人の運動に恩恵的な態度でかかわるといふのは無意味ではないのか、白人が白人のなかで解放運動をつくり出すことではじめて黒人と白人との自立的な協同、協力の可能性がうまれるのだ、ということである。この考えは現在にいたるまで、黒人解放運動の若い層を中心にうけつがれている。

このように、一九六〇年代は公民権運動、都市暴動、ブラック・パワー、と運動がはげしい形でもりあがって行く。特に都市暴動については、一九六〇年代の後半の四、五年間は、毎年の夏は「長い暑い夏」とよばれ、この間に

一九七〇年代に入ると表面上はいたって平静になる。この時代は一九六〇年代の公民権運動の成果を苅りとる時期であったと思われる。一九六〇年代の公民権運動をつうじてある程度生活が安定し、さらに一九六〇年代の末からはじまったアフアー・マティヴ・アクション（積極的差別撤廃の行政措置）が、一九七〇年代に本格的に展開されるようになる。黒人のなかでも、この措置を通じ、特に公務員への進出がすすんでくる。そして、黒人の中に一方で中産階級が形成され、他方で黒人同士の間での貧富の差が拡大してくるという問題が生れてくる。

アフアー・マティヴ・アクションは教育と雇用の面で大きな役割をはたす。簡単に説明すると、公共の機関や、連邦政府の財政援助を受けている施設では、その地域の黒人の人口比に応じて雇用しなければならぬ。教育の分野でも種々の優遇政策がとられる。（黒人だけでなく、マイノリティー一般が対象となっているが、いちばん影響をうけているのは黒人である。）このようにして黒人の経済的状态などが改善されてくるのだが、これに対して、いわゆる「逆差別」現象というものがおこってくる。これの有名なケースが「バックキー事件」とよばれているものである。バックキーという人が、カリフォルニア大学の医学部を受験しておちた。この大学の黒人・マイノリティーの入学枠は一

数十件の都市暴動が続発する。実は、この背景には、第一次大戦から第二次大戦後までの間の黒人のなだれのような移動、南部の農村から北部の都市への移動があった。移動の理由の一つには賃金の問題がある。戦時下において労働力が不足し、南部の農村で働いても一日に七〇セントにしかならないのに、北部の大工場では、一日に三ドルという、三〜五倍の収入がある。そこで、北部の大都市に流入した黒人が、黒人居住区（ブラック・ゲットーなどとよばれている）を形成するという問題が発生する。そうなるのは、最初に来た黒人が親せきとか友人をよんで近くに住ませることもあるが、また、大きな原因には、黒人が住みつくこと、そこにいた白人たちが逃げ出すという問題がある。中心街に黒人が住み、郊外の周辺部に白人が住むという関係が進行する。その典型がワシントン市やニューヨーク市で、市部そのものは黒人人口が過半数をしめている。しかも、中心街は狭く、人口密度がきわめて高くなる。不況になると賃金が下がり、失業は白人の倍以上になる。最近の統計によれば、黒人青年の失業率は五〇％近くになっている。こういう生活条件の下で、毎夏、数十の都市で大規模な都市暴動がおきる。このような状況の中で、キング牧師やマルカムXの暗殺などを経て、嵐のような一九六〇年代が過ぎていく。

〇〇人に対して一六人であるが、黒人・マイノリティーの合格者の最低点よりバックキーの点数が高いことがわかり、彼は告訴をした。それに対する最高裁の判断は、アフアー

白人 が 嫌 う 場 合	全 白 人		南部の白人	
	1963年	1966年	1963年	1966年
レストランで黒人が隣りに坐る	26%	16%	50%	42%
十代の子が黒人とデートする	90	88	97	94
黒人の家族が隣りに引越してくる	51	46	74	69
親友や親戚が黒人と結婚する	84	79	91	92

マティヴ・アクションじたいは合憲であるが、カリフォルニア大学のバックキーを不合格にしたのは違憲の疑いが強いから是正せよ、というものであった。

以上を一例とする「逆差別」の動きは、昨今のアメリカ全体の右傾化と関連しているのではないかと思われる。K・K・K団が復活し、いままでも南部が活動の中心だったのが、この数年間、全国各地において活動が活発化し、とくに貧しい白人層の中に浸透している。

圧倒的多数の白人のもとでは、黒人の自立的な平等は不可能なのではないか、黒人はみずからの文化と生活をもつ独自の

コミュニティーをつくり、みずからに誇りをもつ生活をうじてしか、白人と対等の自立した存在になれないのではないか、という考えが黒人解放運動のなかに広まっているように思われる。他方、黒人の中で、中、上層の金持ちグループのなかに入った部分は、もはや公民権運動などには関心がないという状況が生じている。

ここに黒人に対する白人の態度の変化を示した統計がある。(前ページの表参照)

黒人とのデートとか結婚とかを白人が嫌がる率がきわめて高いことが示されている。隣りに坐るといのは一時的状態で、嫌悪感是比较的低いが、隣家にくるといふことになれば、ある程度永続的になるので、嫌悪感はずっと高まっていく。

差別の構造は独占資本主義の確立とか、階級関係に基礎をもつということではできるが、そういうった経済的、社会的要因に、心理的要因がとりこまれるという過程として見なければならぬのではないかと思う。つまり、社会・経済的状态の変化を決定的なものとみると、経済的生活状態が改善されればいい、経済構造の根本的变化(たとえば、革命など)さえ達成されればすべては解決するということになってしまふ。他方、心理的要因の絶対化は経済的状态を見のがす啓蒙主義におちいつてしまふ。

## 六、むすび

黒人解放運動、黒人差別の問題は今日きわめて複雑な時期をむかえている。たとえば、黒人とは何かという問題をとっても、ある州では、三分の一の黒人の血が入っていればその人は黒人とみなされる。このように黒人差別の問題が、はじめは皮膚の色による人種的な差別に端を発しながら、今日では社会的な差別というものまで発展している様相もある。おわりに若干の問題にふれておきたい。

一つは、いつも問題になる民主主義と人種差別の関係である。この時、民主主義とは何かということが再度問い直されている。アメリカ合衆国は、独立宣言にも見られるように、建国いらいある意味で民主主義の本来本元と思われてきた。その国で典型的な人種差別としての黒人差別が存在しているという問題。また、一八九六年の最高裁判決にも見られるように、黒人と白人は皮膚の色の違いという点ではたしかに区別できる。その区別は差別ではないとする考え方が、民主主義、平等の名のもとに主張される。この「区別」が「差別」に転化する論理の共通性を明らかにする必要がある。その本質的部分に民主主義をどうとらえるかという問題があると思う。形式的な平等と実質的な平等との矛盾をもつ民主主義。形式、内容ともに平等を徹底

いずれにしても、現在の黒人の状態は、法的には一応の平等が達成され、選挙権は確立し、雇用についても公的機関についてはアフアーマティブ・アクションによってかなり積極的な前進が見られるが、経済状態の問題については、まだかなり深刻な問題が存在している。現在黒人の約九〇パーセントは都市の黒人居住区(ブラック・ゲットー)にすんでいる。それは、一つには、貧困層がそこに密集しているという問題と、かなり裕福な黒人でも白人の居住区に入ってゆけないという問題とがある。最近の報道によっても、白人の居住区に住んだ黒人の住宅が焼きはられたという事例がある。このように、居住地については、現在なおかなり明確な分離、隔離が存在するといってもよいと思われる。

実は居住地分離の問題が、現在レーガン大統領が廃止しようとしている黒白共学の強制バス通学問題にも大きな関連があったのである。ということは、一定距離以上は離れた地区に住んでしまえば、強制バス通学の範囲からぬけ出すことができ、白人はさらに郊外へと出ることになる。かくて、大都市における居住地の黒白分離で、教育をめぐる問題など、なお矛盾はいろいろとあらわになってきているということができる。

しようとする民主主義の発展の方向。要約的にいえば、民主主義とはたたかいたるべき具体的現実目標である。と同時に、獲得すべき、到達すべき理念でもある。現実と理念との統一としてとらえるべき民主主義。この点は、部落解放運動の目標である「部落の完全解放」とかかわる問題である。差別の問題の原点に民主主義をすえることについて、じっくりと考える必要がある。

二つには、階級と身分(または、カースト)の関係の問題がある。アメリカ合衆国といえば誰もが認める資本主義の高度に発達した国である。その国に事実上の現代の「身分」差別が存在している。ここでは、黒人という「身分」を階級一般に解消することはできない。ミユルダールという人は、黒人の「身分」を一種のカーストとみている。たとえば、黒人がどんなに豊かになり、経済的には上流階級になるとしても、白人との間のカラーラインをこえることはできないと主張している。たしかに、結婚や居住の状況、また、職業についても主として単純労働にしか就業できないという点、などをみると、カーストと類似した点がある。しかし、決定的な違いがある。カースト制は、社会全体がカーストに分割され、社会の一部だけがカーストに似ているということはない。だから、黒人階層が、カーストに似ているといっても、アメリカの社会がカースト制にも

とずいているということにはならない。つぎに、「不可触民」とよばれる階層の内部に、数百というサブ・カーストがあつて、それぞれに身分的序列がある。また、カースト制は浄と穢という宗教的考えにもとずいているが、アメリカでは白人と黒人は、浄と穢ではなく、優等と劣等という関係がその差別構造の基礎になっていると思われる。

今日、黒人解放運動は、奴隷解放宣言から一〇〇年を経ても残る、社会、経済的差別に対するたたかいに直面している。それがどのようなものになるかは予測がつきかねるが、新しい意味での黒人解放運動が本格的にはじめられねばならない段階である。

(桃山学院大学)

# 盛田嘉徳

## 部落問題選集

A5判六二〇頁 六、五〇〇円

### 教育編

差別意識について／同和教育の理論と実践／子供会に関して／他

### 歴史編

被差別部落の成立をめぐって／中世賤民と芸能／河原の者考／太夫・役者の社会的地位に関する資料／他

### 人権編

差別をうみだすもの／基本的人権の尊重／市民生活と人権とのかかわり／他  
交友編・その他

あの人この人／北撰K村記／他